

漁獲証明制度の導入について

(アンケート集計結果)

水産経済新聞社

日本近海で近年外国漁船による違法操業が頻繁に確認されるようになり、日本の漁獲量の減少や水産資源の枯渇を懸念する声が高まっており、違法・無報告・無規制（IUU）漁業に対する対策が求められています。EUと米国においては、IUU漁業由来の水産物を市場でブロックするために漁獲証明制度などによる輸入規制を行っており、日本においても輸入水産物に対する漁獲証明制度の議論がようやく始まりました。

政府は、昨年閣議決定した規制改革実行計画で、漁獲証明制度の法制化を2020年度に実施するとしておりますが、未だ新制度の概要は示されておらず、水産物の生産・流通・加工の各現場では、どのような制度になるのか議論の行く末を見守っているところです。

そこで水産経済新聞社では、今後の日本のIUU漁業対策としての漁獲証明制度の導入について、業界の関心度や望む制度の形を把握するためアンケートを実施しました。ランダムに100団体・企業にアンケートへ実施し、計72団体・企業から回答をいただきました。

アンケートの集計結果から、「IUU漁業対策としての漁獲証明制度の必要性」を多くの関係者が認識しているとともに、「輸入水産物」についても制度導入を求める声も多数あることがわかりました。また漁獲証明制度の実施については、情報の正確性を担保することやネットでの公開を留意すると共に、漁獲証明の内容を消費者が確認できるようにすることに多くの事業者が理解していることがわかりました。

【漁獲証明制度の必要性について】

漁獲証明制度導入が必要と考えるか否かの質問に対する回答結果について、必要性を「非常に感じる」が11%、「制度化されれば対応する」が19%、(現状で要望があるわけではないが)「制度化は必要」が54%、との結果となり、漁獲証明制度導入の必要性を認識する声は合計で84%に上った。

漁獲証明の対象については、第一希望として、国内生産・消費水産物を挙げた者が全体の40%、輸入品を挙げた者が全体の32%、輸出品を挙げた者が28%となった。業種別に見ると、生産者・流通業界では国内生産品の証明制度を優先したのに対して、加工業では輸入品を優先すべきとの回答が最も多かった。漁獲証明制度導入に関しては国内、輸入での両面をカバーすることの重要性が伺える結果となった。

優先して対象とすべき魚種は、「IUU魚種」という回答が全体の34%と最も高く、続いて「資源状態の悪い魚種」が27%となり、漁獲証明制度の導入意義としては、付加価値向上などの経済的観点よりもIUU漁業対策・資源管理対策としての役割を期待されていることが分かる。特に加工業では半数が「IUU魚種を優先すべき」と回答しており、その期待度の高さが伺える。

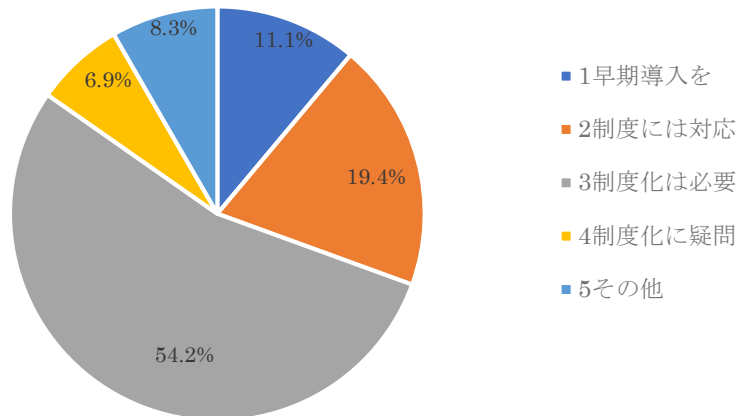
また、回答企業規模別に見ると、100人未満の中小規模事業者では、「制度の必要はない」という回答が5つあったが、100人以上の中・大規模の団体・企業では、「必要ない」という回答はなく、規模が大きい回答者の全てが何らかの形で制度導入の必要性を認識していることが分かる。

Q1. 政府は漁獲物の起源を追跡できるトレーサビリティの第一歩として漁獲証明制度の導入を検討しています。将来、トレーサビリティにつながる、「漁獲証明制度」は必要とお考えですか。

回答数：72

- | | |
|----------------------------------|------------|
| 1) 非常に感じる。取引先からの要求も強く、制度の早期導入を望む | 8 (11.1%) |
| 2) 取引先からの要求は増えている。制度化されれば対応する。 | 14 (19.4%) |
| 3) 現状で取引先からの要求は強くないが、制度化は必要だと思う。 | 39 (54.2%) |
| 4) 必要性も感じないし、要求もない。制度化に疑問を持っている。 | 5 (6.9%) |
| 5) その他 | 6 (8.3%) |
- ・ 生産者側に過度な負担を強いる制度であれば不要 (生産)
 - ・ 特定の魚種・製品については必要 (生産)
 - ・ 特定の魚種のみ必要 (流通)
 - ・ 証明制度があることで、本来の業務、今の流通に影響がでるのは避けるべき (流通)
 - ・ 制度化は必要だと思う (流通)
 - ・ 必要性は感じるが制度優先は弊害をもたらす可能性があると考え (流通)
 - ・ 必要性は感じるが、制度化をきちんとするには難しいと思う (加工)

Q1 (n=72)

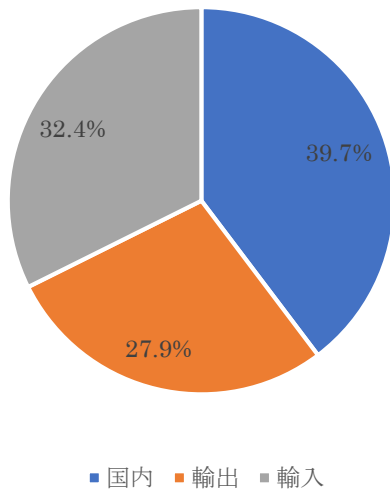


Q2. 漁獲証明制度は、どんな水産物から優先して導入すべきだと考えますか。

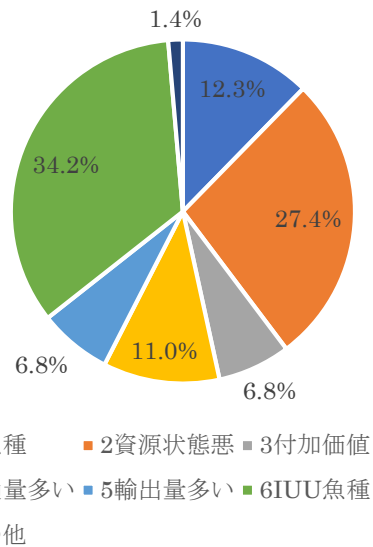
回答数：68

1) 国内生産・国内消費用水産商品	27	(39.7%)
2) 輸出品	19	(27.9%)
3) 輸入品	22	(32.4%)

Q2 (n=68)



Q3 (n=73)



Q3. 漁獲証明制度について、どの魚種を対象とするべきだと考えますか。

回答数：73

- | | | |
|---|----|---------|
| 1) 最初から全魚種を対象とするべき | 9 | (12.3%) |
| 2) 資源状態の悪い魚種から優先すべき | 20 | (27.4%) |
| 3) 付加価値（取引価値）が高い魚種を優先すべき | 5 | (6.8%) |
| 4) 流通量の多い魚種を優先すべき | 8 | (11.0%) |
| 5) 輸出量が多い魚種を対象とするべき | 5 | (6.8%) |
| 6) IUU（違法、無報告等）漁獲のリスクが高い魚種
を優先して対象とすべき | 25 | (34.2%) |
| 7) その他 | 1 | (1.4%) |
- ・ その漁獲場所の経度緯度の正確性を有する鮪類など（加工）

Q4. 具体的に漁獲証明が必要と思う魚種があれば、ご記入ください。（複数回答可）

- ・ サンマ、養殖銀ザケ、カツオ、マグロ類、アワビ、イセエビ、ナマコ、ウナギ、サバ類、カタクチイワシ、マアジ、カツオ類、スルメイカ、ブランド品として位置付けしている魚種（生産）
- ・ サンマ、サバ、サケ、秋サケ、ブリ、あわび、いくら、マグロ（本マグロ、クロマグロ、小型のマグロ類）、うに、かに、タラバガニ、ワカメ、毛ガニ、アサリ、シジミ、カキ、ウナギ、カツオ製品、海藻、介類、甲殻類、レッドリスト・イエローリスト魚種全般、魚価の高いもの（流通）
- ・ マグロ（本マグロ、インドマグロ、メバチマグロ）、ウナギ、ナマコ、アワビ、消費することが多いものを優先（加工）

【漁獲証明制度の実施体制・情報開示について】

漁獲証明書の発行主体については、「国・都道府県が責任を持って発行すべき」との回答者が25%、「国・都道府県が漁協に業務委託すべき」との回答者が28%、「漁協主体で、国都道府県は確認のみで良い」との回答者が20%となり、なんらかの形で、政府・漁協が関与する形での漁獲証明発行制度を望む声が多いことがうかがわれた。

証明書の発行で留意すべき点は、「虚偽情報に基づいた漁獲証明が発行されないようなセキュリティ強化」が最も多く（38%）、「電子申請を可能にする」が次に多い（24%）との結果となり、制度整備・実施においては漁獲情報の信憑性、電子化申請による制度の効率性が重要であることが伺える。同様に、インターネットの活用に関連して、これによる手間の軽減を留意点として挙げた回答者が18%、漁獲証明書のネット上での確認可能な体制を築くことを挙げたのが13%、との結果となり、電子システムを使用することによる作業の効率化に対する関心の高さもうかがえる結果となった。

企業規模別では、小規模事業者は情報の正確性やセキュリティを重要視する傾向が強く、100人以上の中大規模事業者になると、電子申請やネットでの公開の方により力点を置く傾向があり、企業規模ごとの重点に応じた制度設計を行う必要がうかがわれる結果となった。

消費者への情報開示義務については、「任意とすべき（情報提供は最終販売者の判断による）」が（38%）、「漁獲証明書の内容のすべてを確認可能とすべき」が32%、「発行の事実のみ確認可能とすべき」が26%と意見が分かれた。業種別に回答傾向は異なり、生産と加工では「全てを確認可能とすべき」が最も多かった一方、流通業界では、「任意とすべき」が最も多いとの結果となった。

Q5. 国内で漁獲された水産物の漁獲証明書の発行主体はどうあるべきですか。（1つ選択）

回答数：71

- | | |
|-----------------------------------|------------|
| 1) 国、都道府県が責任を持って発行すべき | 18 (25.4%) |
| 2) 国、都道府県の責任のもと、漁協などに業務を委託すればいい | 20 (28.2%) |
| 3) 漁協などが主体で発行し、国、都道府県は確認業務だけでいい | 14 (19.7%) |
| 4) 漁協ではなく、国、都道府県から委託を受けた第三者が発行すべき | 14 (19.7%) |
| 5) わからない | 3 (4.2%) |
| 6) その他 | 2 (2.8%) |
- ・ 輸出入業者が行う（生産）
 - ・ 本船又はその受入先が責任を持って発行する（加工）

Q6. 漁獲証明書の発行体制でもっとも留意すべき点はなんだと思いますか。(2つ選択)

回答数 120 (回答者: 60)

- | | | |
|--|----|---------|
| 1) 電子的な発行申請を可能とすること | 29 | (24.2%) |
| 2) 虚偽の情報に基づいた漁獲証明が発行されないようなセキュリティの強化 | 45 | (37.5%) |
| 3) 企業秘密などへの十分な配慮 | 7 | (5.8%) |
| 4) 申請に必要な情報のうち公開して差し支えないものはインターネット上で公開し、情報収集の手間を軽減すること
(例: 漁船名、漁船登録番号、漁船許可番号) | 22 | (18.3%) |
| 5) 発行された漁獲証明書がインターネット上で簡単に確認できる公開性 | 15 | (12.5%) |
| 6) その他 | 2 | (1.7%) |
- ・ 実際の運用が可能かどうか (流通)
 - ・ 本船の漁獲証明の正確性を重視すること (加工)

Q7. 法律上、漁獲証明書の情報をどこまで消費者へ開示すべきだと考えますか。(1つ選択)

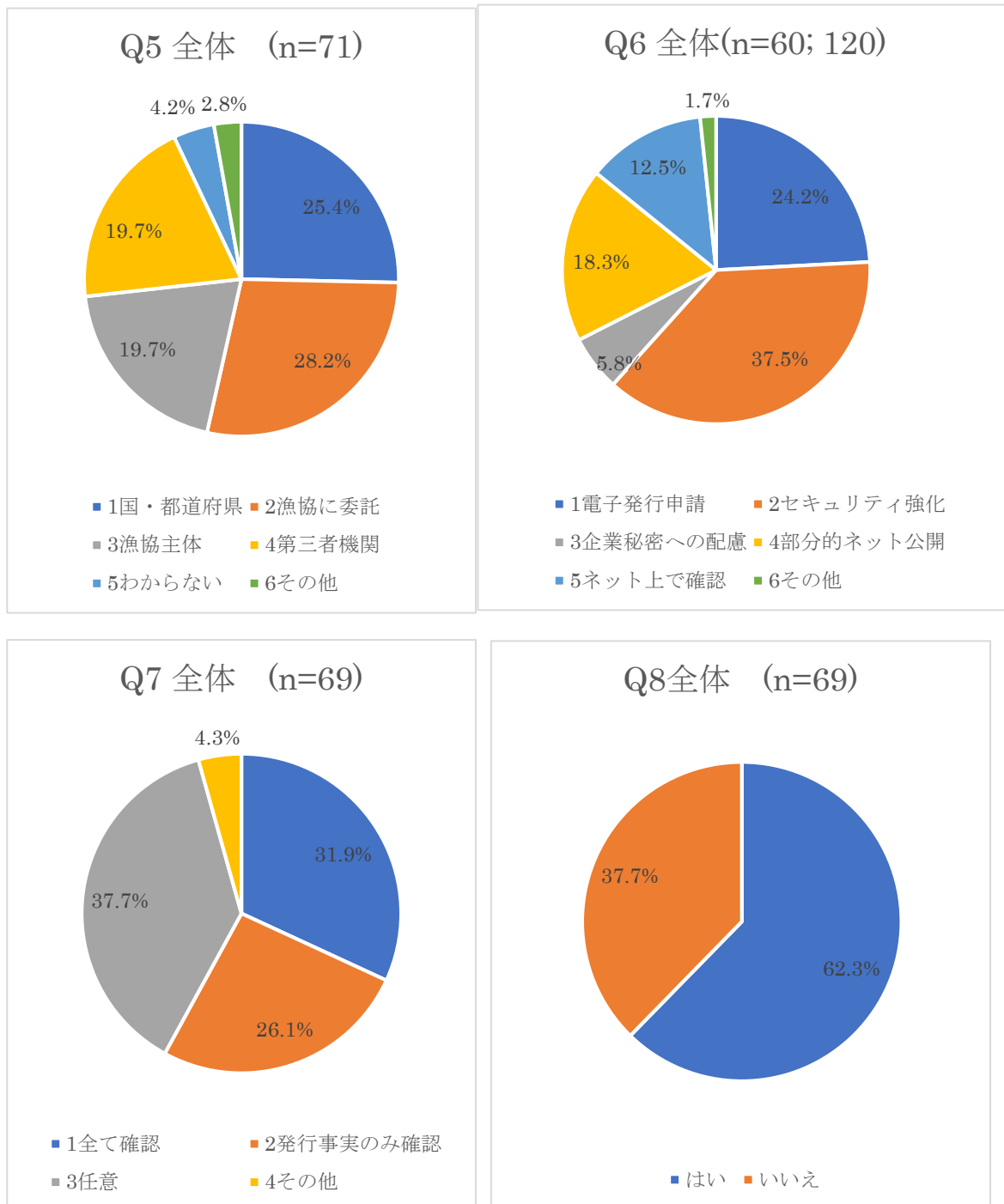
回答数: 69

- | | | |
|------------------------------|----|---------|
| 1) 漁獲証明書の内容のすべてを確認可能とすべき | 22 | (31.9%) |
| 2) 発行の事実のみ確認可能とすべき | 18 | (26.1%) |
| 3) 任意とすべき (情報提供は最終販売者の判断による) | 26 | (37.7%) |
| 4) その他 | 3 | (4.3%) |
- ・ 消費者の求める情報を精査しその範囲内で開示すべき (流通)
 - ・ 消費者が必要とする重要度の高い項目を最小限 (流通)
 - ・ 安心してその漁獲魚が経由する各所で正確に把握し、原点となる本船の漁獲証明を流通先が重視実行することが必要 (加工)

Q8. 既存の各種漁獲証明制度の下で、漁獲証明書が必要とされる商品を取り扱っていますか。

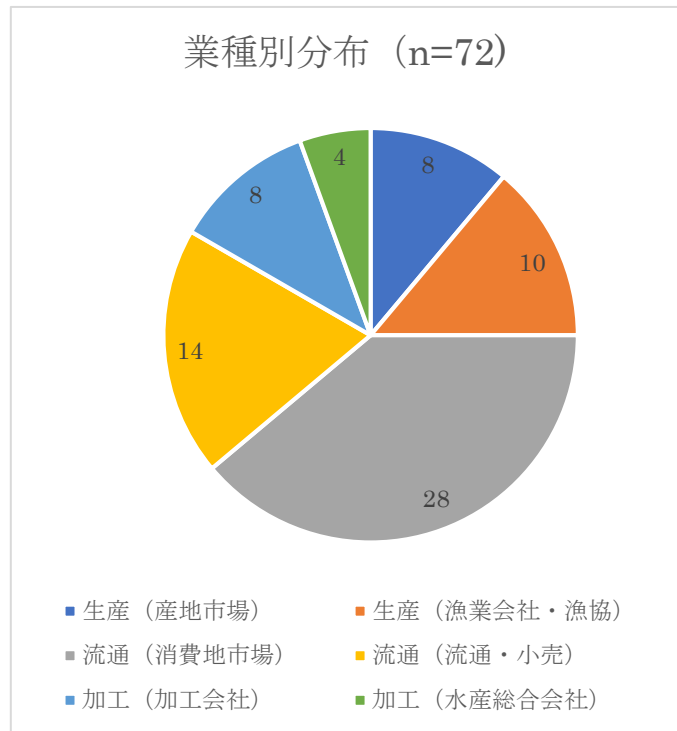
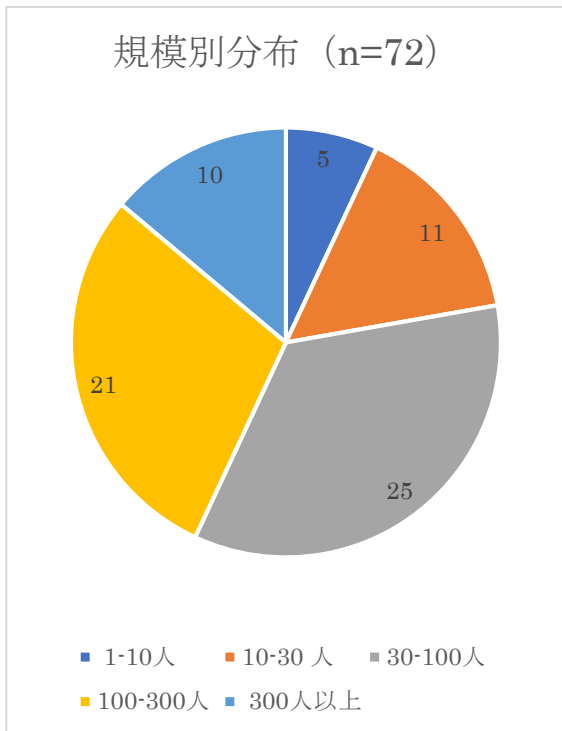
回答数：69

- | | |
|--------|------------|
| 1) はい | 43 (62.3%) |
| 2) いいえ | 26 (37.7%) |



【アンケート協力団体・企業の規模別分類】

A) 1～10人	5	(6.9%)
B) 10～30人	11	(15.3%)
C) 30人～100人	25	(34.7%)
D) 100人～300人	21	(29.2%)
E) 300人以上	10	(13.9%)
[全団体・企業]	72	



Q9. その他、【漁獲証明制度に関するご意見】(自由記入)

- すべての魚種に関しては、問題があり、主要魚種での対応でないと厳しい。コンピュータのプログラムの変更が必要になる (生産)
- IUU 漁獲リスクを少しでも軽減する為にも必要と認める (生産)
- 既存のクロマグロの漁獲証明制度導入の際は乱獲で資源が減少していることが懸念されることによる。今後も IUU 漁獲リスクが高い魚種を中心に行われることに異論は無いが、全ての魚種に適応となるなど煩雑で、漁業者や漁協卸売でも対応は困難なものになると思われる (生産)
- 漁獲証明制度は、本来、水産資源の持続的利用や IUU 漁業の防止・廃絶等を目的とするものであり、規制改革実施計画において「漁業者の所得向上に資する流通構造の改革」の中に位置付けられていることに違和感がある。将来的にトレーサビリティに結びつけることによってどのような生産者メリットがあるのか不明。ICT化に伴うコストアップ

などのデメリットの方が大きいのではないか（IT 企業は儲かるかもしれないが）。そもそも多種多様で地域性に富む沿岸性の魚介類が全国画一的な ICT に馴染むのか疑問。どうせやるなら、BtoB、BtoC 等の流通・販売システムへの応用が可能なトレーサビリティシステムを国主導で開発・普及して欲しい（生産）

- ・ 漁協、市場が漁獲物の由来を確認・証明することは不可能です（生産）
- ・ クロマグロ（生産）
- ・ 手間がかからず、安全に情報（漁獲証明証）を取得できるようにしていただきたい（流通）
- ・ 証明証発行に対して、都道府県の行政によって、温度差のないようにして頂きたい（流通）
- ・ 資源管理の点から言っても何らかの対応は必要と思っている。但し、この制度を行う為にいかに事務手続きをいかに簡素化するが重要（流通）
- ・ どこで何を情報として求められ、どのように伝えるかにより漁獲や消費に大きな影響を与えることを理解した上で精査、実施してもらいたい（流通）
- ・ 漁獲証明制度は必要と思うが、各認証機関外圧等があれば、バラバラに進んでいる感あり。生産、水揚（輸入）、加工、販売まで一貫したルール付けが必要。食べ物本体のコストばかり増えてきている！なんとかならぬか！（流通）
- ・ 制度がわかりにくいと思う。一般人にもわかるようなしくみが必要かと思う。（ネットなど知らせる方法）（加工）
- ・ 先ほどのべた通り、漁獲証明はその月日、経度緯度の正確性が基本であるのでこれらを重視する。これらが船取引、市場取引の根幹をなすものであるから重要（加工）
- ・ EU への輸出や東南アジアへの輸出で既に必要になっている。早期の対応をお願いしたい（加工）

【アンケートにご協力いただいた団体・企業一覧】（五十音順）

青森魚類(株)、中水青森中央水産(株)、(株)一印旭川魚卸売市場、(株)阿部亀商店、(株)阿部長商店、(株)鮑屋、石川中央魚市(株)、石巻魚市場(株)、魚津漁業協同組合、魚義商店、ウロコ水産(株)、大阪水産物卸協同組合、大船渡魚市場(株)、(株)女川魚市場、小名浜機船底曳網漁業協同組合、金子産業(株)、カネシメ高橋水産(株)、兼松水産(株)、(株)鴨安商店、京都全魚類協同組合、(株)キョクイチ、(株)極洋、気仙沼漁業協同組合、こみや鮮魚店、札幌市水産物卸協同組合、丸水札幌中央水産(株)、神港魚類(株)、新湊漁業協同組合、(株)関戸商事、(株)仙台水産、仙都魚類(株)、双日(株)、相馬双葉漁業協同組合、第一水産(株)、(株)大水、大東魚類(株)、大都魚類(株)、中央魚類(株)、銚子市漁業協同組合、丸千千代田水産(株)、東都水産(株)、(株)東洋食彩、富山県漁業協同組合連合会、名古屋海産市場(株)、新潟冷蔵(株)、(株)西松、(株)ニチレイフレッシュ、日本水産(株)、はごろもフーズ(株)、濱幸水産(株)、(株)はま水産、氷見漁業協同組合、福井県漁業協同組合連合会、(株)福岡魚市場、福岡市鮮魚仲卸協同組合、福岡中央魚市場(株)、(株)ベニレイ、マルハニチロ(株)、(株)社みうらや、三崎魚類(株)、三菱商事(株)、メフレ(株)、(株)や印、(株)山忠、山津水産(株)、(株)ヤマニンベン、(株)山治、横浜魚類(株)、横浜丸魚(株)、ラス・スーパーフライ(株)、社名未記入（商社）、社名未記入（小売）

（72団体・企業）

<アンケートの集計方法>

水産経済新聞社では2019年8月～9月にかけて、編集局記者を通じて、ランダムに生産、流通、加工分野の団体・企業100社に対してアンケートを実施しました。そのうち72団体・企業より回答をいただきました。生産、流通、加工の複数の分野の事業を行う企業も多数ありますが、集計に際しては弊社の判断で、生産、流通、加工のグループに分類しました。